

参 考 資 料

- さいたま市長への提案制度要綱
- 市長への提案制度「わたしの提案」処理要領
- さいたま市市民の声取扱要綱
- さいたま市タウンミーティング運営要領
- さいたま市パブリック・コメント制度要綱
- 市民の声モニター制度要綱
- 子ども・若者の提案制度要綱

さいたま市長への提案制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市長への提案制度（さいたま市長に提出された、市政に対する提案、意見、要望等をいう。以下「わたしの提案」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市政運営への反映と市民参加意識の促進を図り、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(提出手段)

第2条 わたしの提案の提出手段は、原則として専用の提案用紙（第1号様式）、専用のファクシミリ又は「市民の声Web」から投稿されたものとする。

(専用の提案用紙の配置)

第3条 専用の提案用紙は、市役所、区役所、市の主な公共施設等に配置する。

(処理システム)

第4条 わたしの提案の処理に当たっては、さいたま市市民の声取扱要綱に基づき、市民の声データベースシステムを用いて処理するものとする。

(受付)

第5条 わたしの提案は、広聴課において受け付ける。

(回答方法)

第6条 受け付けたわたしの提案については、市長の署名入りの文書（第2号様式）又は当該内容に対し回答を行う課（以下「回答担当課」という。）による面談、電話、文書、電子メール等で、わたしの提案を行った者（以下「提案者」という。）へ回答するものとする。

2 回答担当課による提案者への直接の回答（以下「直接回答」という。）は、受け付けたわたしの提案が次の各号のいずれかに該当するとき、行うことができる。

- (1) 提案者が、直接回答を望んでいるもの
- (2) 迅速な対応が必要なもの
- (3) 提案者に対し、詳細な説明が必要となるもの
- (4) 簡易な回答のもの
- (5) 市長の署名入りの文書での回答後、同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が寄せられたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が直接回答すると判断したもの

3 第1項の規定により回答担当課が文書で直接回答する場合は、回答担当課長名で行うものとする。ただし、必要に応じ、部長名、局長名等で回答することができる。

4 広聴課長は、わたしの提案が一定の期間に大量に提出され第1項の規定による回答が困難であると認められる場合、回答担当課長と協議の上、回答を市ホームページへ掲載することにより、回答に代えることができる。

(回答基準)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、受け付けたわたしの提案が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として回答しないものとする。

- (1) 回答が不要である旨の記載があるもの
- (2) 回答が不要である旨の確認がとれたもの
- (3) 同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が複数回寄せられ、今後、回答しない旨を通告したにもかかわらず、再度わたしの提案があったもの
- (4) 提案者の住所、氏名、連絡先等が不明確なもの
- (5) 個人又は団体等を誹謗し、若しくは中傷する内容のもの又は公序良俗に反する内容のもの
- (6) 企業等の営利を目的とするもの
- (7) 宗教に関するもの
- (8) 提案者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
- (9) 提案の趣旨が不明確なもの
- (10) 提案者が市職員であるもの
- (11) 学校の授業等の一環として提出されたもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が回答不要と判断したもの

(処理状況の公表)

第8条 広聴課長は、月毎の統計情報及び提案者への回答内容を随時公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

第 1 号様式

わたしの提案

年 月 日

[illegible]

【略図】※必要に応じ、略図をお書きください。

この「わたしの提案」は、市民の皆様が「さいたま市」について考えておられること、気付かれたことなどをお寄せいただき、今後の市政の運営に役立たせることで、市政をより身近なものとしていただくために実施しています。

いただきましたご意見やご提案につきましては、担当する部課において対応し、市政への反映に努めてまいります。

ぜひ、市民の皆様の建設的なご意見、ご提案を、この手紙でお寄せいただきますようお願い申し上げます。

さいたま市長 清水 勇 人

- 市民の皆様から寄せられた提案などを、個人が特定できないようにしたうえで要旨を市のホームページなどに掲載させていただくことがあります。
- 個人情報については、適正に管理を行い、他の目的に利用することはありません。
- 提案に関するお問い合わせは、市長公室秘書広報部広聴課へどうぞ。（電話048-829-1931）

第2号様式

様

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

年 月 日

さいたま市長

市長への提案制度「わたしの提案」処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長への提案制度「わたしの提案」（以下「提案」という。）を迅速かつ正確に処理し、その有効利用を図るため、提案の事務処理について、必要な事項を定める。

(処理)

第2条 広聴課長は、提案を受け付けたときは、提案の内容を所管する課の課長（以下「回答担当課長」という。）に市民の声データベースシステム（以下「データベース」という。）を用い、提案の写しを送付し、対応を依頼するものとする。

2 提案の受付の日付は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる日（以下「閉庁日」という。）以外の日（以下「開庁日」という。）の午後5時15分までに広聴課に届いたものを当日の日付とし、午後5時15分を過ぎて広聴課に届いたものを翌日（その日が閉庁日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い開庁日）の日付とする。

3 さいたま市長への提案制度要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する提出手段以外の方法で提出された文書等のうち、提案を行った者が文書等に「わたしの提案」と明記している場合、広聴課長は、これを提案として取り扱うことができる。

4 回答担当課長は、送付を受けた提案のうち、要綱第6条第1項の規定により市長の署名入りの文書で回答するものについては、提案に対する回答を作成し、受付の日から7開庁日以内にデータベースにより広聴課長に報告するものとする。ただし、期間内に報告することができない理由があるときは、当該期間を超えて報告することを妨げない。

5 広聴課長は、報告された回答をもとに、報告を受けた日から3開庁日以内に回答文書を作成し、市長への報告及び説明を行い、市長の承認及び指示を受けるよう努めるものとする。市長の指示事項がある場合は、当該指示事項を踏まえ、回答担当課長が回答を修正し、データベースに登録する。広聴課長は、登録された回答をもとに、回答文書を修正する。

- 6 広聴課長は、前項で作成した回答文書に市長から署名を受けた後、速やかに提案者へ送付するものとする。
- 7 回答担当課長は、提案者に対し直接回答する提案については、受付の日から5開庁日以内に回答するよう努めるとともに、データベースに回答内容の登録（文書で回答した場合は回答文書の写しを添付して登録）を行うものとする。
- 8 回答担当課長は、要綱第7条第1号、第2号又は第4号の規定により回答しない提案のうち、市が所管する事項又は本市以外の官公署等に属するもので市が所管する事項と関係が深いと認められるもの（提案者が市職員と思われる者であるものを除く。）については、提案に対する市の見解又は対応（以下「回答の方向性」という。）を受付の日から5開庁日以内にデータベースに登録し、市政運営に反映するよう努めるものとする。
- 9 広聴課長は、前項の規定によりデータベースに回答の方向性を登録する提案を除き、要綱第7条の規定により回答しないものについて、回答担当課長に提案の写しを参考送付するものとする。
- 10 第8項の規定にかかわらず、回答担当課長は、同一年度において趣旨が同様である内容の提案に対する回答の方向性が既にデータベースに登録されている場合、回答の方向性をデータベースに登録しないことができる。この場合において、広聴課長は、回答担当課長に提案の写しを参考送付する。
- 11 広聴課長は、提案内容が本市以外の官公署等に属するもので市が所管する事項と関係が深いと認められるものについては、市の関連する課（室）所を通じて、関係官公署等へ回送又は対応を依頼するものとする。ただし、関連する課（室）所がない場合は、広聴課長から直接、関係官公署等へ回送又は対応を依頼する。
- 12 広聴課長は、第7項から第10項までの規定によりデータベースに登録された内容を取りまとめ、市長に報告するものとする。

（役割）

第3条 さいたま市広報推進責任者設置要綱第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、提案の対応に関し、進行管理を行う。

- 2 広聴課長は、回答の方向性及び回答の作成の進捗状況を把握するとともに、回答期限を超えている回答担当課長に対して、状況確認及び催促を行う。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月19日から施行する。

さいたま市市民の声取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民参加による市政を推進するために、市に様々な手段で寄せられる市民の提案、要望、苦情等（以下「市民の声」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データベース 第1条の目的を達成するために、市民の声を集約して庁内で共有し、対応の迅速化や見える化を進めるとともに、その傾向等を分析し、市政への反映に資する情報として提供するため運用する、さいたま市市民の声データベースシステムをいう。
- (2) 受付担当課 市民の声を受け付けた課室等をいう。
- (3) 回答担当課 市民の声に対し回答を行う課室等をいう。
- (4) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (5) 発意者 市に対し、市民の声を寄せた個人又は法人その他の団体の代表者をいう。
- (6) 進捗公開 寄せられた市民の声の対応状況を、データベースを利用して市のホームページから市民が閲覧できる状態にすることをいう。
- (7) 庁内公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して職員が閲覧及び検索をすることができる状態にすることをいう。
- (8) 市民公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して市のホームページから市民が閲覧できる状態にすることをいう。

(事業等の種別)

第3条 市民の声は、次に掲げる事業、業務に区分して管理を行うものとする。

- (1) わたしの提案 さいたま市長への提案制度要綱（平成14年4月1日決裁）に基づき広聴課が実施する事業
- (2) タウンミーティング 市民の意見を市政に反映することを目的として、市民と市長が直接対話するため広聴課が実施する事業
- (3) 市民意識調査 郵送によるアンケート方式により、市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握するため広聴課が実施する事業
- (4) 陳情・要望 団体等から提出された陳情書、要望書、申入書、請願書、要求書、要請書、提言書、提案書、確認書、上申書、意見書、嘆願書等に対して、対応を行う業務（市議会に提出されたもの及び市議会から市に提出されたものを除く。）
- (5) 所管課受付対応 陳情・要望を除き、コールセンターに寄せられた要望を含め、各課室等が受け付けた市民の声に対し、対応を行う業務
- (6) 子ども・若者の提案 子ども・若者の提案制度要綱（令和6年3月6日決裁）に基づき広聴課が実施する事業

(役割分担)

第4条 広報監は、第1条の目的を達成するため、総括的に進行管理を行う。

- 2 広聴課長は、広報監の業務を補佐し、データベースの情報システム管理者として所要の事務を行う。
- 3 さいたま市広報推進責任者設置要綱（平成13年8月28日決裁）第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行う。ただし、広報推進責任者を置かない局・区においては、局・区長が指名した職員（以下、「指定推進責任者」という。）がその役割を行う。
- 4 さいたま市事務専決規程（平成15年3月31日訓令第8号）第2条第11号に規定する課長（以下単に「課長」という。）は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行うとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

（閲覧権限者及び閲覧の範囲）

第5条 データベースの閲覧権限者及び閲覧範囲は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する閲覧権限者及び閲覧範囲のデータベースにおける設定は、広聴課長が行うものとする。
- 3 課長は、前項の規定により設定された閲覧権限者又は閲覧範囲の変更が必要となったときは、人事異動に伴う場合を除き、広聴課長に依頼するものとする。

（受付担当課の事務）

第6条 受付担当課は、市民の声を受け付けたときは、速やかにデータベースに登録するものとする。ただし、受け付けた市民の声が所管外の事務に係るものである場合又は一部所管外の事務を含む場合は、関係課が協議し、受付担当課及び回答担当課を決定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、わたしの提案については、広聴課が受付担当課となる。

（登録対象外）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、寄せられた市民の声が陳情・要望又は所管課受付対応に該当する場合で次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民の声は、登録対象外とすることができる。

- (1) 即時に対応が完了したもの
- (2) 政策形成の過程で市民意見の聴取を行ったもの
- (3) 他の制度により対応が完了するもの
- (4) 市政や区政に関する内容でないもの
- (5) 発意者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受付担当課長が登録不要と判断したもの

（回答担当課の事務）

第8条 回答担当課は、回答内容をデータベースに登録し、回答を行うものとする。ただし、回答しないこととしたときは、その理由等をデータベースに登録するものとする。

（相互連携）

第9条 受付担当課と回答担当課とが異なるときは、相互に連絡を行い、処理が円滑に進むよう努めなければならない。

- 2 同一の案件に対し、回答担当課が複数あるときは、関係課で協議して回答の主管課を定め、回答を取りまとめて行うことができる。

3 対話集会等による陳情・要望については、第6条及び第8条の規定にかかわらず、広聴課が受付担当課と連携しデータベースに一括して登録することができる。

(決裁)

第10条 受付担当課及び回答担当課は、必要に応じ、電子文書管理システムにより決裁を行うものとする。この場合において、決裁区分はさいたま市事務専決規程（平成15年3月31日訓令第8号）によるものとする。

(進捗公開)

第11条 受付担当課及び回答担当課は、寄せられた市民の声の対応状況（タウンミーティング、市民意識調査、子ども・若者の提案及び第9条第3項の規定により一括して登録した陳情・要望に係る対応状況を除く。）を個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、進捗公開を行うものとする。

(庁内公開)

第12条 回答担当課は、回答が完了した市民の声について、個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、庁内公開を行うものとする。

(市民公開)

第13条 回答担当課は、回答が完了した所管課受付対応について、また、広聴課は、回答が完了したわたしの提案について、個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、市民公開を行うものとする。なお、市民公開の期間は、市民公開を行った日から1年とする。

第14条 削除

(非公開の基準)

第15条 第11条から第13条までの規定にかかわらず、市民の声が次に掲げる場合に該当するときは、原則として進捗公開、庁内公開及び市民公開は行わないものとする。

- (1) 内容から個人が類推され、又は特定されるおそれがある場合
- (2) 発意者から公開しない旨の申出があった場合
- (3) 誹謗し、若しくは中傷する内容、営利を目的とする内容又は公序良俗に反する内容を含んでいる場合
- (4) 同一の発意者から同一の趣旨で複数回寄せられた案件で、既に公開済みの場合
- (5) 回答しない場合又は回答が発意者に到達しなかった場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受付担当課長又は回答担当課長が公開しないと決定した場合

2 前項の規定にかかわらず、市長への提案制度「わたしの提案」処理要領第2条第8項の規定により回答の方向性を作成したわたしの提案が、前項各号に掲げる場合のうち第5号のみに該当するときは、庁内公開を行う。

(反映状況の確認)

第16条 広聴課は、市民の声に対する回答後の対応状況を把握するため、市政への反映状況の確認を行うことができる。

(発意者の個人情報に関する項目の削除)

第17条 広聴課は、データベースに登録された市民の声について、当該市民の声を受け付けた日の属する年度の翌年度の4月1日から5年を経過した後、データベースから発意者の個人情報

報に関する項目の削除を行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条の改正（同条を第13条とする改正を除く。）は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 陳情・要望等及び所管課受付対応については、この要綱の施行の日から平成26年12月31日までの間は、この要綱による改正後の要綱第11条の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 閲覧権限者及び閲覧の範囲

閲覧者	閲覧範囲	閲覧項目
市長	全て	全て
市長公室を担任する副市長		
市長公室を担任しない副市長	さいたま市副市長事務分担規程(平成 24 年さいたま市訓令第 12 号)で定める分担事務に係る案件	閲覧範囲に係る全ての項目
広報推進責任者及び指定推進責任者	広報推進責任者及び指定推進責任者としての所管事務に係る案件	
受付担当課 (市長及び副市長を除き当該受付担当課の上位職を含む。)	受付担当課としてシステム登録した案件	
回答担当課 (市長及び副市長を除き当該回答担当課の上位職を含む。)	回答担当課としてシステム登録した案件	
市長公室長、運用責任者及び運用責任補助者	全て	全て

さいたま市タウンミーティング運営要領

平成22年6月30日

市長公室 広聴課

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市タウンミーティングの円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 タウンミーティングの開催については、別に定める実施概要のとおり行う。

(参加者の心得)

第3条 参加者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
- (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
- (6) その他、係員の指示に従うこと。

2 参加者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴者)

第4条 傍聴を希望する者は、受付で、氏名と住所を記入し、係員の指示に従い会場に入場するものとする。

2 傍聴の受付は、開催予定時刻30分前から開催予定時刻までの間、先着順に行い、定員になり次第受付を終了するものとする。なお、同着により定員を超えるときは、同着となった者で抽選を行い傍聴者を決定する。

(傍聴者の定員)

第5条 傍聴人の定員は、当日の参加者人数の定員数を4で除した数を超えない人数とする。なお、会場の広さ等により、定員を減じることができる。

(傍聴者の心得)

第6条 傍聴者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに傍聴席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
 - (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
 - (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
 - (6) その他、係員の指示に従うこと。
- 2 傍聴者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(報道関係者の撮影および録音等の許可)

第7条 報道関係者は、取材等のためにタウンミーティングの撮影及び録音等をしようとするときは、あらかじめ市の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けた者は、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広聴課長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成22年6月30日から施行する。

この要領は平成24年5月9日から施行する。

この要領は令和3年6月21日から施行する。

さいたま市パブリック・コメント制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定め、市政への市民の参画を促すとともに、市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長その他の執行機関及びさいたま市附属機関等に関する要綱に定義する附属機関及び協議会等（以下、「審議会等」という。）をいう。

（対象）

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 市の基本計画、実施計画及び各行政分野における基本的な方針、計画の策定又は変更
- （2） 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- （3） 市民等に義務を課し又は権利を制限する条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- （4） 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び行政指導の指針の制定又は改廃

- (5) 大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画の策定又は変更
- (6) 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
- (7) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 次に掲げるものについては、この要綱を適用しない。

- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
- (2) 裁量の余地のないもの
- (3) 法令に意見聴取手続等が定められているもの
- (4) 相互に密接な関係を有する複数の政策等で、一方でパブリック・コメントを実施しているもの

(案の公表)

第4条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、適切な時期に政策等の案（以下「案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、案の公表に際し、次に掲げる関連資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 案を立案するに当たって整理した考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が案を理解するために必要な資料

(公表の方法)

第5条 実施機関は、案及び関連資料を各区役所の情報公開コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載するものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる方法を活用し市民等への周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 市報さいたまへの掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) 市公式SNSでの情報発信

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民等からの意見提出の利便を図るため、提出期間及び提出方法を、案を公表する際に明示するものとする。

2 意見の提出期間は、市民等が意見を提出するために必要な時間を考慮し、原則として1か月以上とするよう努めるものとする。

3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、インターネットを利用する方法とし、その他実施機関が適当と認める方法とする。

4 市民等が意見を提出する場合には、住所、氏名及び連絡先を記載するものとする。

(意見の処理)

第7条 実施機関は、市民等から提出された意見を十分に検討のうえ、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行った政策等、市民等から提出された意見の概要及び意見の概要に対する実施機関の考え方を公表する。なお、提出された意見を検討した結果、案を修正した場合には、修正した内容及びその理由を公表するものとする。

3 前項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(手続きの特例)

第8条 審議会等は他の市民参加手続きの方法により実施することが適当であると認められるときは、パブリック・コメントに代えて他の市民参加手続きを実施することができる。

2 審議会等がパブリック・コメント又は前項の手続きを実施して提出した答申、報告書に基づいて市長その他の執行機関が政策等の策定を行うときは、この要綱に定める手続きの全部又は一部を実施しないことができる。

(要綱の見直し)

第9条 この要綱は、市民意識及び社会状況の変化、運用状況、実施の効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の要綱は、平成20年4月1日以後に政策等の策定・改廃を行うものから適用し、同日前に政策等の形成過程にあるものについては、なお、従前の要綱による。

市民の声モニター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握するほか、広く市民の意向を把握して事業に生かすため、市民の声モニター（以下「モニター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(モニターの資格要件)

第2条 モニターに応募する資格は、次に掲げる要件のすべてを満たす者（以下「登録対象者」という。）とする。

- (1) 市内在住の18歳以上の者
- (2) 市職員でない者

(モニターの募集)

第3条 モニターは、さいたま市民意識調査を通じて無作為抽出された者を含め広く市民から募集する。

(登録申込み)

第4条 登録対象者は、モニターの登録を希望するときには、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と、申込をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電気計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法をいう。）により広聴課長に申込みをするものとする。

2 登録対象者は、前項の規定による申込みをする場合には、広聴課長に登録対象者に関する次の事項を届け出るものとする。

- (1) モニターの登録を希望する旨
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 連絡先のEメールアドレス
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長が必要と認める事項

(モニター登録)

第5条 広聴課長は、前条の規定による申込みがあった場合には、登録対象者から届出を受けた情報をもとに市民の声モニターリストを作成し、全てモニターとして登録するものとする。

(登録期間及び登録の更新)

第6条 モニターの登録期間は、登録が完了した日から、登録が完了した日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

2 モニターから登録期間更新の申出があった場合は、更新を認めるものとする。

(登録の取消し)

第7条 広聴課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該モニターの登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠いたとき
- (2) 登録された住所、電子メールアドレスのいずれにも送付物が到着しなくなったとき
- (3) モニターから登録の取消しの申出があったとき
- (4) モニターとしてふさわしくない行為があったとき

(謝礼)

第8条 モニターとしての謝礼は支払わない。

(モニターの利用)

第9条 課所等は、広聴機能の充実を目指し、市が主催するタウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会及び講座等（以下「講座等」という。）に参加を呼びかけ、今後の事業に市民の意見を取り入れるために、モニターを利用することができる。

- 2 モニターには、市が実施するパブリック・コメントにおいて、意見を求めるための計画案等を送付することができる。
- 3 モニターには、市が実施するアンケート調査の調査票等を送付することができる。
- 4 モニターには、市政への理解を深め、意見を述べやすくするために必要な市政に関する情報を送付することができる。
- 5 個人情報保護のために、前各項に掲げる事項以外の目的にモニターを利用してはならない。

(モニターの利用及び報告)

第10条 課所等の長は、前条第1項から第4項までの規定によりモニターを利用しようとするときは、市民の声モニター利用申請書（様式第1号）により広聴課長へ申請しなければならない。

- 2 課所等の長は、モニターを利用したときは、市民の声モニター利用報告書（様式第2号）により広聴課長へ報告するものとする。

- 3 課所等の長は、モニターが講座等に参加する場合には、アンケート調査を実施し、今後の事業に市民の意見を反映するものとする。ただし、課所等の長が、別の方法により参加者から意見の聴取を行うときは、この限りではない。

(モニターへの案内情報等の送付)

第11条 課所等が、郵送によりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合には、広聴課がモニターの宛名を打ち出し、課所等に渡すものとする。

- 2 課所等が、Eメールによりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合には、課所等から当該データを広聴課が預かり、広聴課が送信するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、広報監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

市民の声モニター利用申請書

年 月 日

広聴課長 宛

〇〇〇〇課（所・室）長

下記の目的により市民の声モニターの利用を申請します。

記

1. 利用目的

2. 抽出条件

3. 担当者

課（所・室）名 _____

氏名 _____

電話（直通・内線） _____

様式第2号（第10条関係）

市民の声モニター利用報告書

年 月 日

広聴課長 宛

〇〇〇〇課（所・室）長

市民の声モニターの利用について、下記のとおり報告します。

記

1. 講座等の名称

2. 利用による効果

1. 今まで参加したことが無い方に参加していただいた。
2. 新たな視点で意見をいただくことができた。
3. その他（自由に記入してください）

--

3. 担当者

課（所・室）名 _____

氏名 _____

電話（直通・内線） _____

子ども・若者の提案制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未来を担う子ども・若者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）から、市のまちづくりに関する提案を聴く機会を設けることにより、子ども・若者からの提案を市政に反映することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「子ども・若者の提案」とは、子ども・若者から第5条に規定する方法により市長に提出された、市が設定したテーマに関する提案等をいう。

(テーマの選定)

第3条 子ども・若者の提案に係るテーマは、庁内において募集したものの中から、関係所管課（教育課程指導課、子ども・青少年政策課、高校教育課等をいう。）と協議し、広聴課長が選定する。

(実施概要)

第4条 広聴課長は、子ども・若者の提案の実施に当たり、テーマ、募集期間等を定める実施概要を作成する。

(提出方法)

第5条 子ども・若者の提案は、市内の学校に配置された専用封筒の郵送又は「さいたま市電子申請・届出サービス」により行うものとする。ただし、広聴課長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(受付)

第6条 子ども・若者の提案は、広聴課において受け付ける。

(市の方針)

第7条 第3条の規定により設定したテーマの所管課は、前条の規定により受け付けられた子ども・若者の提案を十分に検討の上、その概要に対する市の方針を作成するものとする。

(公表方法)

第8条 広聴課長は、受け付けた子ども・若者の提案の概要及び前条の規定により作成した市の方針を取りまとめ、各区役所情報公開コーナー及び市ホームページで公表する。

2 前項の規定にかかわらず、受け付けた子ども・若者の提案が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として公表しないものとする。

- (1) 企業等の営利を目的とするもの
- (2) 提案の趣旨が不明確なもの
- (3) テーマから逸脱した内容のもの
- (4) 子ども・若者以外から提出されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又はテーマの所管課長が公表不要と判断したもの

(市長への報告)

第9条 広聴課長は、前条第1項の規定により公表する提案の概要及び市の方針を市長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。